

国総入企第 2 2 号
財計第 2 5 7 0 号
平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日

各省各庁の長 殿

国土交通大臣

財 務 大 臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約の適正化については、従来より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 1 2 年法律第 1 2 7 号。以下「入札契約適正化法」という。)及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 1 7 年法律第 1 8 号)や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、各発注者においては一層の適正化が求められているところです。

入札契約制度改革の究極の目的である、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するため、一般競争入札の拡大と併せた総合評価方式の導入・拡充、その条件整備としての入札ボンドの導入・拡大、ダンピング受注の防止等の取組を進めることが求められています。

これまでの各発注者の取り組みにより、全体としてはその改善が見られるものの、今般の措置状況調査の結果(別添参照)によると、入札契約適正化法の義務付け事項のうち一部の発注者においては、未措置事項があるとともに、指針における努力義務事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられます。

また、建設業は、地域産業の中核として大きな役割を果たしているところですが、多くの雇用を維持してきた地域の有力な建設業者の倒産が相次いでいること等により、地域経済の疲弊が著しくなっており、本年 8 月 2 9 日に経済対策閣僚会議において決定された「安心実現のための緊急総合対策」においても、建設業につい

て、適正価格での契約の推進等による経営力の強化、資金調達の円滑化を図ることとされております。

このため、上記調査結果等を踏まえ、各発注者におかれては、入札契約適正化法における義務付け事項であって未実施のものについては、可及的速やかに措置を講ずるとともに、同法第18条に基づき、各発注者に対し特に必要があると認められる以下の措置を講ずるよう要請します。

なお、特殊法人等を所管する大臣におかれては、所管の特殊法人等に対しても、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、本要請の周知徹底をお願いします。

I．緊急に措置に努めるべき事項

1．一般競争入札の拡大

「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」(平成18年2月24日・公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)に基づき、一般競争入札の拡大に取り組むこと。一般競争入札を拡大済の発注者においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。なお、一般競争入札の実施に当たっては下記4．の条件整備を図ること。

2．総合評価方式の導入・拡充

「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」(平成20年3月28日・公共工事の品質確保に関する関係省庁連絡会議)に基づき、原則として、総合評価方式を実施すること。その際、十分な体制の整わない発注者は、技術提案の評価等について、外部機関の活用等も検討されたい。

総合評価の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められることから、評価項目等の適切な設定に努めること。なお、公共工事の品質確保の観点から不必要な技術提案を優位に評価することは慎むこと。また、総合評価の結果の公表を徹底するほか、評価点数の内訳の公表に努めること。工事の特性、規模等に応じて採用した総合評価の方式に合わせて、評価方法、落札者決定等について効率よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方策を講じること。

3．ダンピング受注の防止の徹底等

いわゆるダンピング受注は、公共工事の品質確保への支障や下請・労働者へのしわ寄せが生じかねないこと等から、以下の対策により、ダンピング受注の排除を徹

底すること。

(1) 低入札価格調査制度の適切な活用

低入札価格調査制度を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。低入札価格調査制度の調査要領の策定及び公表、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準の明確化、調査結果の公表等により、適切かつ厳格な調査の実施と調査結果の有効な活用を図ること。

低入札価格調査基準価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において低入札価格調査基準価格に係るモデルが見直されたことを踏まえ、その算定方式の改訂等により適切に見直すこと。

(2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合の措置

低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事費内訳書の提出の徹底、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、入札ボンドの活用、前払金支払割合の引下げ等を積極的に進めること。

(3) 予定価格の適切な設定

予定価格の作成に当たっては、資材等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づく適正な水準とすることが必要であり、所要の経費を積算において計上するとともに、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと。

4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充の条件整備等

一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充を進めるに当たっては、以下の条件整備を適切に講ずること。

(1) 適切な競争参加資格の設定について

適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講ずること。また、会計法令に則り不正行為や法令違反を行った者を競争参加資格から除外するとともに、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図ることなど適切な競争参加資格を設定すること。

(2) 市場機能を活用した入札ボンドの導入について

入札ボンドの導入を地方公共団体の導入状況と連携して進めること。

・継続的に措置に努めるべき事項

1．談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

- (1) 「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(平成14年法律第101号)の趣旨も踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより発注者による不正行為への関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。
- (2) このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない発注者においては、早急に設置するなど、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。
- (3) また、談合情報を得た場合の取扱要領(談合情報対応マニュアル)の策定及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部での連絡・報告体制を整備すること。
- (4) 併せて、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。

2．指名停止措置等の適正な運用の徹底

指名停止措置については、入札及び契約に係る不正行為の排除を図る観点から適切に運用されるべきものであり、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、指名停止基準に基づく適切な運用に努めること。

また、談合の再発防止を図る観点から、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること(違約金特約条項)等により、その賠償請求に努めること。

3．入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の基準の公表を実施していない発注者においてはできる限り速やかに公表すること。入札監視委員会等第三者機関については、特殊法人等の一部において未だ未設置が見られるため、第早急に設置するとともに、非指名理由の公表を推進し、指名停止措置をはじめとす

る入札及び契約の過程に係る苦情に対する処理方策の策定及び公表、入札監視委員会等第三者機関の活用など、手続の透明性を一層高め、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

4．入札時における工事費内訳書の提出等の促進

入札時における工事費内訳書の提出は、談合等の不正行為やダンピングの防止に特に有効であるため、各発注者はこれを早急を実施し、不正行為防止に努めること。

5．適正な施工の確保

適正な施工体制の確保のためには、公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出を徹底し、施工体系図の適切な掲示を行うこと。また、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進するとともに、発注者支援データベースを積極的に活用すること。

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であり、この観点から、現場の問題発生に対する迅速な対応（例えば「ワンデーレスポンス」。）発注者、設計者及び施工者の三者による情報共有の実施を含む所要の取組を推進するよう努めること。また、現場条件等の変更に対しても、適切に契約変更を行うこと。

建設業法違反企業や暴力団関係企業等の不良不適格業者やこれらの者による公共工事への不当介入については、建設業許可行政庁や都道府県警察本部との連絡協議体制を確立し、相互の連携によりその排除の徹底を図ること。

6．電子入札の導入等の推進

電子入札システムの導入について、可能な限り速やかにその導入に努めること。